

令和4年度熊本県留置施設視察委員会の活動結果等

1 活動結果

(1) 視察先

9 留置施設

(2) 被留置者が委員会に提出した意見・提案書

2 通

(3) 委員と面接した被留置者

5 人

(4) 会議の開催

2 回



2 委員会が留置業務管理者に対して述べた意見及び留置業務管理者が講じた措置

3 件

	視察委員会からの意見	意見に対する措置
1	各留置施設は、法令に基づき、適正に運営されている。	引き続き、刑事収容施設法等関係法令等に基づき、適正に留置管理業務を推進します。
2	引き続き、感染症のまん延状況等に応じた対策を実施し、被留置者の健康・衛生管理などを行っていただきたい。	新型コロナウイルス感染症に関してマスク着用、手洗い、消毒液の使用等を推奨するとともに、1人1部屋の収容、起居動作の単独実施、留置場内の共用部分及び護送車両内の消毒、換気など基本的感染防止対策を引き続き実施します。
3	被留置者への処遇については、被留置者に誤解を生じさせないよう丁寧な説明等を行い、処遇を統一するようお願いする。	留置担当官によって対応が異なることがないよう、根拠法令等に基づいた丁寧な説明により処遇を行うとともに、講じた措置について、看守勤務員のみならずデスク勤務員を含めて情報共有を図り、確実な引継ぎを実施します。